

李陵の禍

著者	吉原 英夫
著者別名	YOSHIHARA Hideo
雑誌名	中国文化：研究と教育：漢文学会会報
巻	50
ページ	30-40
発行年	1992-06-20
URL	http://doi.org/10.15068/00150106

李陵の禍

吉原英夫

漢の武帝の天漢二年（前九九）、歩卒五千人を率いて浚稽山に至った李陵は、単于の率いる十万を越す大軍に包囲・追撃され、匈奴に甚大な損害を与えながらも、奮戦むなしくついに降った。司馬遷はこの李陵を弁護して武帝の逆鱗に触れ、結局は宮刑に処せられた。この李陵の禍については、これまでいろいろ論じられているが、「なぜ司馬遷が罪せられたかの理由は分からぬ」という言葉は今も生きている。本稿は、司馬遷の李陵弁護が武帝の逆鱗に触れた理由について、これまでの諸説の問題点を指摘し、一つの新しい説を提示しようとするものである。

一

まず、李陵が出撃してから敗北するまでの経過を、『漢書』李陵伝に基づいてたどってみたい。

天漢二年夏五月、武帝將軍李広利は匈奴の右賢王を撃つべく、三万騎を率いて酒泉を出発した。この時、武帝は騎

都尉の李陵を召し出し、李広利のために輜重部隊を率いさせようとしたが、李陵は、

願はくは、自ら一隊に当たるを得て、蘭干山の南に到りて以て単于の兵を分かち、専ら武帝の軍に郷はしむる母からん。

と申し出た。別働隊を率いて蘭干山の南に到り、匈奴の兵力を分散させようという策を提案したのである。武帝が、「騎の女に予ふる母し」と言うくと、李陵は、

騎を事とする所無し。臣願はくは、少なきを以て衆きを撃ち、歩兵五千人もて単于の庭を涉らん。

と答えた。そこで武帝は李陵の出撃を許した。李陵は「騎を事とする所無し」と言ったが、武帝は、匈奴の前線に歩兵のみで出撃・掃還させるのは危険であると考え、疆弩都尉の路博徳に詔して、「兵を將めて半道より陵の軍を迎へ」させようとした。ところが路博徳は、「陵の後距と為ることを羞ち」て、

秋に方たりて匈奴の馬肥え、未だ与に戦ふ可からず。臣願はくは、陵を留めて春に至り、俱に酒泉・張掖の騎、各おの五千人を將ゐて、並に東西の浚稽を撃たん。必ず禽とす可きなり。

と上書した。これを見た武帝は、「陵の悔いて出でんと欲せずして、博徳をして上書せしめんと疑い、結局、路博徳には西河郡に赴くように命じ、李陵には「九月を以て発」するように詔した。李陵は歩兵のみで出撃し、帰還することになったのである。

武帝の詔に従い、李陵は九月中には居延を出発したはずである。

陵、是に於て其の歩卒五千人を將ゐて居延を出で、北行すること三十日、浚稽山に至りて止まり營し、挙げて過ぐる所の山川の地形を図す。

「北行すること三十日、浚稽山に至る」とあるので、十月中には浚稽山に到着したと考えられる。

浚稽山に到着した李陵軍は、単于の率いる匈奴の主力軍三万騎と遭遇し、初戦で数千人の匈奴を殺した。単于はたいそう驚き、騎兵八万余騎を召集して、再び李陵の軍を攻撃した。李陵は、「且つ戦ひ且つ引き」ながら南行する。

李陵の軍は五千人の歩兵であったが、十万騎以上の匈奴の

大軍を相手に奮戦し、匈奴に多大な損害を与えた。そして捕虜にした匈奴の兵から、単于は「伏兵有ること母きを得んや」と「伏兵」を恐れており、匈奴側は、今しばらくいい、それでもなお李陵の軍を打ち負かせなければ引き上げようと考えていることが分かった。李陵の軍は、今しばらくもちこたえれば、助かる可能性がでてきたのである。

是の時、陵の軍、益ます急なり。匈奴の騎多し。戦ふこと一日に数十合、復た虜二千余人を傷殺す。虜利あらず、去らんと欲す。

匈奴側は形勢がよくないので、北へ撤退しようとした。ところが、李陵にとって思いがけない不運な事件が起こった。李陵の軍候管敢が匈奴に投降して、「陵の軍、後救無く、射矢、且に尽きんとす」と李陵の軍の内情を打ち明けてしまったのである。単于は恐れていた「後救」がないのを知り、撤退を中止して執拗に追撃する。

漢軍南行し、未だ鞬汗山に至らずして、一日五十万の矢皆尽き、即ち車を棄てて去る。士は尚ほ三千余人、徒だ車輻を斬りて之を持し、軍吏は尺刀を持す。山に抵り、隘谷に入る。単于、其の後を遮り、隅に乗じて墨石を下す。士卒、死するもの多く、行くを得ず。

まことに凄惨な戦いである。武器も十分ではなくなり、今

やこれまでと判断した李陵は、最後の戦いを挑む。

陵と韓延年とは俱に馬に上り、壮士の従ふ者十余人、虜騎数千之を追ひ、韓延年、戦ひて死す。陵曰はく、

「面目の陛下に報ずる無し」と。遂に下る。

李陵の軍が敗れたところは、漢の居延の遮虜障からわずか百里のところであった。

李陵の降った時期であるが、『漢書』李陵伝に、

陵、匈奴に在ること歳余、上、因杆將軍公孫敖をして

兵を將ひて深く匈奴に入り、陵を迎へしむ。

とあり、同じく武帝紀に、

(天漢)四年春正月、……因杆將軍公孫敖をして万騎・

歩兵三万人もて鴈門を出でしむ。

とある。すなわち天漢四年春正月に、「陵、匈奴に在ること歳余」ということは、李陵は天漢二年の末までには匈奴に降ったということであり、これと十月中には浚稽山に到着していたことを考え合わせると、李陵が降伏したのは、天漢二年十一月か十二月と推定できよう。

二

次に、敗戦した李陵を弁護して、司馬遷が宮刑に処せられた李陵の禍について、「任少卿に報ずる書」(『漢書』

司馬遷伝)に基づいてみてみよう。

李陵の敗報が漢の宮廷にもたらされると、

主上、之が為に食は味を甘しとせず、朝を聴きて怡はず。大臣憂懼して、出づる所を知らず。

という状態になった。武帝の傷心と落胆は尋常ではない。

司馬遷はそれを見て、

僕、窃かに自ら其の卑賤なるを料らず、主上の惨悽悼悼するを見て、誠に其の款款の愚を効さんと欲す。

と思つていたところ、武帝が「適たま召問」した。それに対して司馬遷が述べたことは、そのままの形では伝わっていないが、『漢書』李陵伝を参考にして考えると、「任少卿に報ずる書」の次の箇所が、司馬遷の述べたかったことであると推定できる。

僕、其の人と為りを観るに、自ら奇士にして、親に事へては孝、士に与りては信、財に臨みては廉、取与に義あり、分別に譲有り、恭儉にして人に下り、常に奮ひて身を顧みずして以て国家の急に徇はんことを思ふ。……転闘すること千里、矢尽き道窮まり、救兵至らず。士卒、死傷すること積むが如し。然れども李陵、一たび呼して軍を勞へば、士は躬を起こして涕を流し、血に沫ひ泣を飲み、空拳を張り、自刃を冒し、北

に首ひ争ひて敵に死せざる者無し。

以為へらく、李陵は素より士大夫と甘きを絶ち少なきを分かちて、能く人の死力を得ること、古の名將と雖も、過ぎざるなり。身は陥敗すと雖も、彼、其の意を觀るに、且に其の当を得て漢に報いんと欲す。事は已に奈何ともす可く無きも、其の摧敗する所の功は、亦た以て天下に暴すに足る。

紙幅の關係で一部分を省略したが、司馬遷は武帝に向かつて、李陵は立派な人格の持ち主であり、匈奴の大軍を相手によく奮闘した、と言ったと考えられる。司馬遷のこの李陵弁護を、武帝は、「武師を沮み、李陵の為に游説す」と考え、司馬遷を「理」に引き渡した。これを、『司馬遷的伝説』は「天漢二年冬至節」のこととするが、確証はない。そして廷吏は、司馬遷に「上を誣す」という罪条を下した。『漢書』李陵伝は「誣罔」とするが、「上を誣す」「誣罔」という罪条を下された場合、どのような刑が加えられるのか、いくつかの事例をみてみよう。

武帝の時代、方術ができると吹聴して武帝の寵を得、將軍に任命された樂大が、実は方術などできないことが発覚し、「元鼎五年九月、……樂通侯樂大、誣罔に坐し、要斬せらる。」(『漢書』武帝紀)

昭帝の時代、「(始元)五年春正月、夏陽の男子張延年、北闕に詣り、自ら衛太子と称す。誣罔なりとして、要斬せらる。」(『漢書』昭帝紀)

成帝の時代、左將軍丹らが丞相の王商について奏上した。

左道を執りて以て政を乱し、臣たるに不忠なり。上を罔きて不道なり。『甫刑』の辟にして、皆上戮たり。

(『漢書』王商伝)

同じく成帝の時代、杜業が、「巫」に「神」を乗りうつらせることができる者がいるとして推薦した師丹を批判し、

たとひ丹、知りて之を白すとも、此れ誣罔の罪なり。知らずして之を白せば、是れ経術に背きて左道に惑へるなり。二者、皆大辟に在り。(『漢書』杜業伝)と上書した。

以上の事例から、皇帝を「誣罔」するのは、死罪に該当することが分かる。司馬遷の場合も、当然のことながら死罪であった。

この時、死刑を免れるのには、二つの方法があった。一つは、贖金を積んで死一等を減してもらったことであった。天漢四年九月に、「死罪をして贖金五十万を入れば死一等

を減ぜしむ」(『漢書』武帝紀)という令が出されている。天漢二年の時の贖銭の額は不明であるが、五十万銭を大きく掛け離れることはないであろう。もう一つは、「(中元)四年秋、……死罪にして腐せるを欲する者は、之を許す」(『漢書』景帝紀)とあるように、宮刑を受けることであつた。「家貧しく財賂は以て自ら贖ふに足らず」(「任少卿に報ずる書」という司馬遷は、後者を選ばざるを得なかつた。

司馬遷が処刑されたのは、いつか。『史記』太史公自序に、

五年にして太初元年に当たる。十一月甲子朔旦冬至もて、天歴始めて改まり、明堂に建て、諸神、紀を受く。……是に於て、其の文を論次すること七年にして、太史公、李陵の禍に遭ひ、縲紲に幽せらる。

とある。太初元年より七年というのは、『集解』に「徐広曰はく、天漢三年なり」とあり、『正義』にも「案ずるに、太初元年より天漢三年に至る、乃ち七年なり」とあるように、天漢三年(前九八)にあたる。司馬遷は天漢三年に宮刑に処せられた。³⁾

三

李陵が出撃してから敗北するまでの経過と司馬遷が李陵を弁護して宮刑に処せられた経緯とをたどつてみたが、以下では、司馬遷が李陵を弁護して宮刑に処せられた理由について考えてみたい。

通説は、「任少卿に報ずる書」に、「明主、深く曉らずして、以て僕は武師を沮み、李陵の為に游説すと為し、遂に理に下す」とあるのをふまえて、たとえば次のように説明する。

武帝には、司馬遷が友人の立場から李陵の弁護に回つたことは、許せるとしても、李陵の戦功を賞揚することとは、そのときの匈奴征討軍の最高指揮官で、なんらなすところがなかつた武師將軍・李広利を暗に批判するものだと考えられた。李広利は武帝が当時寵愛していた李夫人の兄である。衛青・霍去病なきのち、武帝がもつとも信任していた將軍である。それを批判することは、そのまま皇帝である自分を刺ることであると、武帝は受けとめた。これが武帝の逆鱗に触れた内実であつた。⁴⁾

すでにみたように、司馬遷の発言が「李陵の戦功を賞揚する」ものであつたことは確かであるが、それはただちに李広利批判を意味するものではないし、また、李広利を批判

することは、「そのまま皇帝である自分を刺ることである」というのも、飛躍している。そもそも、対匈奴戦というのは国家的規模のものであり、個人的な人間関係のレベルでうんぬんするようなものではないはずである。武帝が司馬遷の弁護をただちに李広利批判と考え、しかも「理に下す」というのは、なんととても腑に落ちない。そこで、「武帝を沮み、李陵の為に游説す」というのは、司馬遷を「理に下す」時の表向きの理由としてあげられたもので、「武帝の逆鱗に触れた内実」は他にあったのではないかと考えられるのである。

後漢の衛宏の『漢書旧儀注』（『史記』集解引）は、次のように言う。

司馬遷、景帝本紀を作り、其の短及び武帝の過ちを極言す。武帝、怒りて之を削去す。後に李陵を挙げ、陵の匈奴に降るに坐す。故に遷を蚕室に下す。怨言有りて、獄に下されて死す。

司馬遷が『史記』に景帝の欠点と武帝の誤りを記し、武帝がそれを怒ったということが過去にあった。後に司馬遷が李陵を武帝に推薦したが、李陵が降伏してしまったので、武帝がまた怒り、司馬遷を宮刑に処した。そこで司馬遷が恨み言を言い、獄に下されて死んだ、というものである。

これを踏まえて、現代中国の呉汝煜は、「任少卿に報ずる書」の、「僕、其の人と為りを観るに……国士の風有り」の箇所を、司馬遷が李陵を推挙した時の言葉であるとす⁽⁵⁾。しかしながら、衛宏の『漢書旧儀注』の記述については、すでに清の王鳴盛が『十七史商榷』巻六の「裴注の衛宏を引くは是に非ず」において、次のように批判している。

遷の蚕室に下さるるは、天漢三年に在り。後に中書令と為り、尊寵せられて職に任ず。其の卒するや、昭帝の初めに在り。罪を獲て刑せらるると距たること、蓋し已に十余年なり。何ぞ蚕室に下され、怨言有りて、獄に下されて死すと謂ふを得んや。情事と全く合はず。皆是に非ず。

さらに「李陵を挙ぐ」とあるが、司馬遷は「任少卿に報ずる書」において、李陵との関係について、

僕、李陵と俱に門下に居るも、素より相善くするに非ざるなり。趣舎、路を異にし、未だ嘗て盃酒を銜み殷勲の飲に接せず。

と云っており、衛宏の言う「悲劇的な話には確証はない」⁽⁶⁾のである。

もう一つ、後漢の荀悦の『前漢紀』巻十四に見える説明がある。

上、降るを聞きて大いに怒り、大臣憂懼す。太史公司馬遷、陵の功を上言し、「以へらく、陵の死せざるは、宜しく当を得て以て漢に報ぜんと欲するなり」と。初め上、貳師將軍をして出ださしむ時、陵をして助兵たらしむ。陵、単于と相持して、貳師功無し。上以へらく、遷、貳師を沮み、陵の為に游説せんと欲すと。後に匈奴の生口を捕得するに、陵、単于に兵法を為すを教ふと言ふ。上怒り、乃ち陵家を族し、遷を腐刑に下す。

李陵が敗れた時、司馬遷は、「李陵が死ななかつたのは、敗戦の罪を償うに相当する功を立てて漢の恩に報いようとしたものと思われます」と言つて弁護したが、後に李陵が単于に兵法を授けているという情報が入つた。そこで怒つた武帝が、陵の一族を誅殺し、司馬遷を宮刑に処した、というのである。

この説明はなるほどと思わせるが、『漢書』李陵伝には、司馬遷が宮刑に処せられ、その後李陵が単于に兵法を授けているという情報もたらされ、李陵の一族が誅殺された、と記されている。そこで問題は、『漢書』と『前漢紀』との資料的価値ということになるが、『前漢紀』は、荀悦の序に、「給事中秘書監荀悦に詔して、『漢書』を抄撰し、

其の要を略挙せしむ」とあるように、『漢書』の紀と伝の文を主たる典拠とし、それを編年体に再構成したものである。『漢書』と『前漢紀』の李陵に関する記述を比較してみると、『前漢紀』はほんの一部に『史記』を用いている他は、『漢書』李陵伝を要約したもので、特別な資料を使っていない。先に引いた『前漢紀』の「初め上、貳師將軍をして出ださしむ時、……」に対応する『漢書』李陵伝の記述を引いてみよう。

初め上、貳師をして大軍もて出ださしめ、財に陵をして助兵たらしむ。陵、単于と相値ふに及びて、貳師功少なし。上以へらく、遷、誣ひ罔き、貳師を沮み、陵の為に游説せんと欲すと。遷を腐刑に下す。……陵、匈奴に在ること歳余。上、因杆將軍公孫敖をして兵を將めて深く匈奴に入りて陵を迎へしむ。敖の軍、功無くして還る。曰はく、「生口を捕得するに、李陵。単于に兵を為すを教へ、以て漢軍に備へしむと言ふ。故に臣、得る所無し」と。上聞き、是に於て陵家を族す。母・弟・妻・子、皆誅に伏す。

『漢書』李陵伝の記述は、詳細で具体的である。しかも公孫敖の出撃は、すでにふれたように、『漢書』武帝紀の、(天漢)四年春正月……因杆將軍公孫敖をして万騎・

歩兵三万もて鴈門を出でしむ。

という記述と照応している。こうしてみると、荀悦は「武帝を沮み、陵の為に游説せんと欲す」という『漢書』李陵伝の記述だけでは司馬遷を死罪にする理由として十分ではないと判断し、『漢書』李陵伝の「宜しく当を得て以て漢に報ぜん」と欲するなり」という司馬遷の発言に着目し、それと李陵の寝返りとを関連づけてその理由を説明しようとしたのではないかと考えられる。日本でもよく利用されている鄭鶴声の『司馬遷年譜』が、この『前漢紀』の記述を根拠にして、「時間を以て論ずるに、遷の刑を受くるは、⁽⁸⁾ 当に陵家の誅さるるの後に在るべし」と言うのは、安易と言わねばならないであろう。

加地伸行氏は、対匈奴戦に批判的であった人々と、武帝を頂点とする対匈奴主戦論派との暗闘を想定し、そうした対立の中で司馬遷の李陵弁護が噴出したのであるとする。加地氏は、『史記』平準書に、武帝の時代になって経済が破綻したことがリアルに記されていること、その原因は対匈奴戦にあることから、司馬遷には「対匈奴戦に対する批判の姿勢がある⁽⁹⁾」とし、そこから、「李陵を弁護した司馬遷の答奏の中に、対匈奴戦への批判めいたものがあつたのではないか⁽¹⁰⁾」と推定し、次のように述べる。

司馬遷の李陵事件は、いままってはつきりとしなない事件である。しかし、その事件を、ただたんに李陵弁護をしたことよつて武帝の激怒を買つたというような解釈では、十分な説得力を持つとはいえない。司馬遷の李陵弁護は、事件の一つのきっかけにすぎない。その背後にあつたところの、対匈奴戦という国家的規模の政治的問題が関わつていたと私は考えたい。おそらく、司馬遷以外に、対匈奴戦に批判的であつただろう人々も、他にいたに違いない。そういう人々と、武帝を頂点とするところの、対匈奴主戦論派との暗闘があつたと推測する。その対立は、さまざまな形で現われていたであろう。明確な討論の形をとらぬまでも。

その例として、主父偃の諫言がある。主父偃は九箇条の諫言をしたが、その内の一つは、匈奴征討をいさめたもので、非常な長文である（「平津侯・主父列伝」）。その長文の諫言を、司馬遷はすべて記録している。これは、司馬遷の気持ちの代弁といつてよい。

そうした対立の飽和状態の中に、李陵事件が起ころ、司馬遷の李陵弁護が噴出したのではなからうか。だから、ことは、単なる個人的レベルの問題ではなく、国家的レベルの問題であつたといえよう。⁽¹¹⁾

加地氏が言うように、司馬遷が武帝時代の経政済策を批判していることも、司馬遷に対匈奴戦に対する批判の姿勢があることも、すでに指摘されていることである。また、李陵弁護の際に「対匈奴戦への批判めいたものがあったのではないか」という指摘も、司馬遷の李陵弁護がそのままの形で伝わっていない以上、考えられないことではない。しかしながら、すでに在位四十三年にもなり、絶対的な権力を握る武帝に向かって、匈奴戦を批判するということは、いかに司馬遷であろうと、可能性のきわめて少ないことではないかと思われる。また、加地氏は、「対匈奴戦に批判的であったらう人々」と「武帝を頂点とするところの、対匈奴主戦論派との暗闘があったと推測する」とし、その対立の現われの例として元光元年（前一三四）の主父偃の諫言をあげるが、主父偃の諫言は「司馬遷の気持ちの代弁といつてよい」が、それを根拠に「暗闘があった」というのは飛躍していよう。さらには、対匈奴戦という国家的レベルの最重要政策について意見を異にし、しかも「暗闘」まであったのなら、「遷、既に刑せらるるの後、中書令と為り、尊寵せられて職に任ず」（『漢書』司馬遷伝）ということはあるまいことであろう。加地氏の説明は、李陵の禍を武帝時代の政治状況の中で考えようとする点で、はな

はだ魅力的なものではあるが、「暗闘」まで推測する点において、ただちには従いがたい。

四

さて、以上みてきたように、司馬遷の李陵の禍についての従前の説明は、いずれも十分なものとはいえない。この問題は、断片的な記述に依拠するのではなく、『漢書』李陵伝に基づき、李陵敗北という状況の中で司馬遷の李陵弁護を武帝がどのように受け止めたかを考えてみるべきであろう。

そもそも雄戦健闘しながらも李陵が敗れたのはなぜか。それは李陵自身が後に「救ひ亡きを以て敗る」（『漢書』李陵伝。以下同じ）と言っているように、騎馬戦を得意とする匈奴に対し、李陵の申し出があったとはいえ、武帝が李陵に歩兵のみを率いて出撃させ、援護の兵を出さなかったことによる。すなわち、李陵の敗戦は、武帝のとった作戦に原因があるのである。武帝もはじめは路博徳に命じて李陵を途中まで迎えさせようとしたのだが、路博徳が「陵の後距と為ることを羞ぢ」、出兵の延期を上書した。それを武帝が李陵の差し金によるものと誤解して、結局、出迎えるの軍を出さなかったのである。李陵軍は遮虜障の北西百八

十里の地にある鞆汗山近くまで南下して来た時には、まだ「三千余人」の兵士がいたのである。しかも「伏兵有ること母きを得んや」と「伏兵」を恐れる匈奴軍がそこまで執拗に追撃して来たのは、「後救」がないという情報を得ていたからなのである。もしも武帝が路博徳を「後距」として派遣していれば、事態はまったく違っていたと考えられる。匈奴軍は途中で引きあげ、李陵の軍は意気揚揚と凱旋していたはずである。そうした事情をふまえ、黄震も、

李陵、軍を憤するも虜に降る。罪固より逃るる無し。

然れども帝も亦失無き能はず。陵の武師の軍に郷はざるを悪みて、僅かに歩兵五千人と与にせしむるは、一なり。陵の悔いて行かんと欲せざるを疑ひて、反りて軍を迎ふるを止むるは、二なり。……然らば則ち陵の敗るるは、帝之を誤るなり。〔『漢書評林』引〕

と、敗戦の責任が武帝にあったことを指摘している。そして、武帝もそのことをよく分かっていた。『漢書』李陵伝には、「遷を腐刑に下す」に続いて、

上、陵の救ひ無きを悔いて曰はく、「陵、発して塞を出づるに当たり、迺ち疆弩都尉に詔して軍を迎へしむべきに、預め之に詔し、老将をして姦詐を生ぜしむるを得るに坐せしむ」と。迺ち使ひをして陵の余軍の脱

するを得たる者に勞賜せしむ。

とある。武帝も李陵の敗戦の原因が「救ひ亡し」にあったことをよく分かっていたのである。

群臣も敗戦の原因を熟知していたが、宮中の平隱を願う群臣は、「慘悽怛悼する」武帝の機嫌を回復するにはどうすればよいかを考えた。どうすればよいか。敗戦の原因を、すべて李陵に帰せばよいのである。「任少卿に報ずる書」に、「今、事を挙げて老たび当たらざるや、軀を全うし妻子を保つの臣、随ひて其の短を媒孽す」とあるように、群臣は李陵に対して集中的に個人攻撃を加えた。たとえば、自分の名を揚げようとして無謀な戦いをした、大言壮語したが、実は匈奴に投降した臆病者である、等々。

そうした群臣の発言の中で、それとはまったく異なる司馬遷の李陵弁護があった。司馬遷は、敗戦の原因を李陵一人の責に帰そうとする宮廷の雰囲気憤り、持ち前の俠氣から、李陵を弁護した。司馬遷に他意はなかったと思われるが、武帝はその発言を、自分のとった今回の作戦を批判するものと受け止めたと考えられる。李陵の人格は立派であり、李陵が五千人の歩兵で十万を越す匈奴の大軍を敵にまわして善戦したと言うことは、敗戦の原因が武将李陵の戦闘の方法や統率力にあったのではなく、武帝の作戦にあ

ったということになるからである。

武帝は、匈奴との戦いについては自信を持っていた。元光六年（前一二九）以来、衛青・霍去病を將軍としてたびたび匈奴遠征を行い、ついに元狩四年（前一一九）には、匈奴を漠北に退かせ、匈奴に対する漢の優位は定まった。そのような武帝にとって、「其（李陵）の短を媒孽」する群臣の中で、李陵の力戦を主張する司馬遷の発言は、そのプライドをいたく傷つけるものであった。武帝は、「武師を沮み、李陵の為に游説す」ということを表向きの理由として、司馬遷を獄に下した。司馬遷をそのままにしておくことは、自分の作戦の誤りを認めることにもなるからである。そして廷吏は、群臣とはまったく異なる発言をした司馬遷に、「誣罔」という罪状を下したのである。

なお、李陵の禍については、大塚漢文学会月例会（一九九一年十二月一日）において発表し、その骨子を「李陵の禍について」と題して『高校通信東書国語』（三二一一号）に掲載したことがあるが、本稿は前掲論文に大幅な加筆・修正を行ったものであることを付記する。

注

(1) 岡崎文夫『司馬遷』一九五八年、弘文堂、二六頁。

(2) 徐謙夫搜集整理『司馬遷的伝説』文化芸術出版社、一九八

七年、一八九頁。

(3) 山下寅次『史記編述年代考』（六盟館、一九四〇年）は、『漢書』司馬遷伝が「其の文を論次すること十年」に作ることに関連させて、司馬遷が宮刑に処せられたのは天漢二年とするが（二七頁）、無理であろう。

(4) 林田慎之助『司馬遷』集英社、一九八四年、九七頁。

(5) 吳汝煜「司馬遷所遭『李陵之禍』探討」『史記論稿』江蘇教育出版社、一九八六年、二〇九頁。

(6) エドゥアール・シャヴァンヌ『司馬遷と史記』新潮社、一九七二年、四二頁。

(7) 神田信夫・山根幸夫編『中国史籍解題辞典』燎原書店、一九八九年、三四頁。

(8) 鄭鶴声『司馬遷年譜』商務印書館、一九五六年重印版、八二頁。

(9) 加地伸行『史記』講談社、一九七八年、一一四頁。

(10) 加地伸行、前掲書、一一四頁。

(11) 加地伸行、前掲書、一一六～一一七頁。

(12) たとえば、前者については、中村嘉弘「史記平準書の考察」『漢文学会会報』第二十一号があり、後者については、大島利一『司馬遷』（清水書院、一九六七年、一四八～一五〇頁）がある。

（東京工業高等専門学校）